

+SA

Plus Sustainable Agriculture

団体事務局用 管理点と適合基準

Ver.1.0



2024年7月1日 発行
2024年11月1日 運用開始

目次

- 1. 運用について p.1
- 2. 著作権 p.1
- 3. 免責事項 p.1

【+SA専用項目】

- JGAP用項目 p.2
- ASIAGAP用項目 p.3

1. 運用について

本書のみでの運用はできません。必ず『ASIAGAP団体事務局用管理点と適合基準』あるいは『JGAP団体事務局用管理点と適合基準』とセットで取り組む必要があります。同じ項目番号の管理点について『+SA団体事務局用管理点と適合基準』の管理点に差し替えて取り組む必要があります。審査の受付開始日は本書の運用開始日からとなります。

2. 著作権

本書は一般財団法人日本GAP協会が作成しました。著作権は、日本GAP協会に帰属します。二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

3. 免責事項

日本GAP協会および+SAの認証機関は、+SA評価を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
+SA専用項目					
JGAP用項目					
3.1	必須	団体事務局とサイトの役割分担	団体事務局とサイトの役割分担を明確にするために、『JGAP・+SA農場用 管理点と適合基準』の管理点ごとに団体事務局とサイトの役割分担を文書化している。		
3.2	必須	団体管理マニュアルの条件	以下の条件を満たす団体管理マニュアルを作成している。 (1) 団体事務局が『JGAP・+SA団体事務局用 管理点と適合基準』を実践するための方法・手順の確立 (2) 管理点3.1の役割分担に基づき、団体事務局が『JGAP・+SA農場用 管理点と適合基準』を実践するための方法・手順の確立 (3) 管理点3.1の役割分担に基づき、サイトが『JGAP・+SA農場用 管理点と適合基準』を実践するための方法・手順の確立		
4.2.1	必須	内部監査員、内部監査補佐役の要件	a. 内部監査員は以下の要件を満たしている。 (1) JGAP指導員基礎研修の合格および指導員資格の維持 (2) JGAP団体認証研修の合格 (3) 上記(1)(2)を満たせない場合は、同等の力量を持つこと (4) 協会が指定する+SA教材の学習 b. 内部監査補佐役は以下の要件を満たしている。 (1) JGAP指導員基礎研修の合格および指導員資格の維持 (2) 上記(1)を満たせない場合は、同等の力量を持つこと (3) 協会が指定する+SA教材の学習		

番号	レベル	管理点	適合基準	適合性	コメント
ASIAGAP用項目					
3.1	必須	団体事務局とサイトの責任分担	「ASIAGAP・+SA農場用 管理点と適合基準」の管理点ごとに団体事務局とサイトの責任分担を文書化している。		
3.2	必須	団体・農場管理マニュアルの条件	<p>団体を運営する団体・農場管理マニュアルがあり、下記の条件を満たしている。この団体・農場管理マニュアルは団体事務局の管理のもとに単一の食品安全を含むマネジメントシステムを適用している。</p> <p>(1) 団体事務局が「ASIAGAP・+SA団体事務局用 管理点と適合基準」を実践するための方法・手順が明確になっている。</p> <p>(2) 管理点3.1の責任分担に基づき、団体事務局が「ASIAGAP・+SA農場用 管理点と適合基準」を実践するための方法・手順が定められている。</p> <p>(3) 管理点3.1の責任分担に基づき、サイトが「ASIAGAP・+SA農場用 管理点と適合基準」を実践するための方法・手順が定められている。農場ごとに方法・手順が異なる場合には、該当する管理点を記載している。</p>		
4.2.1	必須	内部監査員・内部監査補佐役の要件	<p>内部監査員・内部監査補佐役は、それぞれ次の要件を満たしている。</p> <p>(1) 内部監査員 1)最新の「ASIAGAP総合規則」12.1.2 2)協会が指定する+SA教材の学習</p> <p>(2)内部監査補佐役 1)最新の「ASIAGAP総合規則」12.1.3 2)協会が指定する+SA教材の学習</p>		

一般財団法人日本GAP協会
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号
日本農業研究所ビル 4階
<https://jgap.jp>

